

募集等に係る株券等の顧客への配分に関する基本方針

制 定：平成 12 年 7 月 31 日

(改 正：平成 18 年 8 月 5 日)

(改 正：平成 21 年 6 月 1 日)

(改 正：平成 21 年 8 月 1 日)

みらい証券株式会社

1. 当社は、募集又は売出しの取扱い(以下「募集等」といいます。)に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに依りつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。配分数量につきましては、当社が配分する数量のうち、個人(機関投資家に該当しない法人を含みます。以下同じ。)のお客様への配分予定数量の全てを原則抽選により配分先を決定いたします。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

(1)新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様への配分は全て抽選により行っており、お客様のお取引実績及びお預り資産等に応じて4つのステージを設け、ステージが高くなると抽選における当選確率が高まる抽選方法とします。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

抽選は、ブックビルディング期間中に需要申告又は配分の申込みのうち、個人のお客様からのものを対象に、当社が行います。

抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告に番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。

抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を電話又は電子メールでお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。

抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承下さい。

イ.ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ.個人顧客の配分の申込み数量が当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合

ハ.抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合

二.その他合理的理由がある場合

委託販売に該当する銘柄は、ステージ制を採用せずに抽選を行います。

ステージの基準は次の通りとなります。

イ.ステージをAからDまで設定(4段階)

- | | | |
|---|---|------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ステージA...・ステージB...・ステージC...・ステージD... | } | 取引実績・預り資産等を勘案し決定 |
|---|---|------------------|

ロ.配分数量

- ・ステージA...個人のお客様への配分予定数量の40%
- ・ステージB...個人のお客様への配分予定数量の30%
- ・ステージC...個人のお客様への配分予定数量の20%
- ・ステージD...個人のお客様への配分予定数量の10%

(2)新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。

適合性の原則に関する基準

当社は、投資経験が豊富で、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。

短期売買の排除に関する基準

当社は、新規公開株の公開後の株価動向の推移を重視しております。そのため、長期保有をさせていただけるお客様を重視しております。つきましては、お申込みの段階にお客様に保有に関する意思をご確認させていただく場合がありますので、よろしくお願いたします。

ブックビルディングへの適切な参加に関する基準

当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただく場合があります。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。

(3)新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分につきましては、上記(1)及び(2)の要領で配分することとしております。

4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、次に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

年間(4月1日から翌年3月31日まで)を通して新規公開株の配分は一人のお客様につき上限20回としております。(ただし、機関投資家等を除きます。)なお、配分回数が10回を超えるお客様については、その段階で、その内容が配分の趣旨に照らして適正かどうかの確認を行います。

5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなさったお客様の中から決定いたします。(新規公開株の抽選による場合については、3.(1)を参照。)ただし、お客様から申告がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告されていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。(新規公開株の抽選による場合については3.(1)を参照。)

7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社営業部店においてお知らせいたします。

8. 個別の事案において、6.までにお示した内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに7.に合わせてお知らせいたします。

9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、証券取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、発行会社が指定する者、当社の役職員、当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、同一の顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。

10. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。